

第三次上田市生涯学習基本構想（案）の概要

第1章 構想策定にあたって

【構想策定の趣旨】

教育基本法第3条に掲げられている生涯学習の理念の基づき、上田市の生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示し、生涯学習支援施策を総合的・体系的に進めていくことを目指します。計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間。

第2章 本市の生涯学習をめぐる現状と課題

第二次構想における取組状況の検証や生涯学習に関する市民意識調査結果から、次のような内容が課題として浮かび上がってきています。

【第三次基本構想の策定に向けた課題】

- ◆人生100年時代が到来する中、生涯を通じて必要な時に必要な学びを通じ成長することができる環境づくり
- ◆ライフスタイル、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰も学習に参加できる環境づくり
- ◆社会のITC化が進むなかでデジタルデバイド（情報格差）の解消への取組
- ◆市民が生涯学習に関する必要な情報を入手できるような情報提供のありかた
- ◆学びの成果を地域の社会活動等で生かせるような環境醸成や支援のありかた
- ◆主体的に生涯学習活動を行っている各種団体等の活動への支援のありかた
- ◆施設の老朽化、狭隘化が進む上田図書館や博物館の今後のありかた

第3章 基本理念・基本方針

【基本理念】 「学び 学びあい 未来を創造する」

市民の学びたい思いを支援し、市民だれもが学びたいときに学べる機会を提供するとともに、学びを通じたつながりづくりや仲間づくりにより、地域やひとを知り、ともに学びを深め、学びを広げながら、学びの成果を地域に生かすことで、豊かなまちづくりへとつなげていくことを目指し、基本理念を「学び 学びあい 未来を創造する」とします。

この基本理念を実現するために、次の3つを基本方針とします。

- ### 【基本方針】
- ① だれもが学べる環境の整備
 - ② 学びを通じたつながりを育む
 - ③ 学びを生かせる機会の充実

第4章 基本施策

3つの基本方針に基づく9つの基本施策を推進し、基本理念の実現を目指します。

だれもが学べる環境の整備

- 基本施策 1 多様な学びのきっかけとなる学習機会の提供
- (1) 気軽に参加できる学習機会の提供
 - (2) 学習情報の提供の充実
- 2 市民のニーズや社会情勢の変化に応じた学習機会の充実
- (1) 市民のニーズを踏まえた講座等の充実
 - (2) 情報通信技術の活用に向けた学習の推進
 - (3) 現代的・社会的課題に対応する学習機会の充実
- 3 だれもが学習できる環境の整備
- (1) 生涯学習に参加しやすい環境づくり
 - (2) 社会教育施設等の適正な管理と整備

学びを通したつながりを育む

- 基本施策 1 地域でのつながりを生む学びの推進
- (1) 地域を知る機会の充実
 - (2) さまざまな世代が集える場の提供
 - (3) 大学・企業・NPO 等と連携・協働した学びの推進
- 2 地域で活躍する人材や団体の育成と支援
- (1) 自主的に活動する学習団体等の育成と支援
 - (2) 各種地域団体等の担い手の育成と支援
- 3 地域での子どもを育む活動の充実
- (1) 地域とともにある学校づくりの充実
 - (2) 地域における子どもの学びの機会の充実

学びを生かせる機会の充実

- 基本施策 1 学びの成果を生かすための情報提供の充実
- (1) 学習団体等に関する情報提供の充実
 - (2) 地域人材に関する情報共有の体制づくり
- 2 学びの成果を地域に広げる取組の推進
- (1) 日頃の学びを共有する場の拡充
- 3 学びを生かす支援体制の強化
- (1) 職員の資質向上に向けた取組